

# 宇和島市津波避難計画

平成27年6月

愛媛県宇和島市

## 目 次

1. 津波避難計画策定の目的	1
2. 津波避難計画の範囲	1
3. 津波避難計画の定期的かつ継続的な見直し	1
4. 津波避難計画で対象とする津波	1
5. 地域一体となった対策の推進	2
6. 津波避難計画において定める事項	2
(1) 津波浸水想定区域	2
(2) 避難対象地域	2
(3) 緊急避難場所等・避難路等	2
(4) 初動体制	4
(5) 避難誘導等に従事する者の安全確保	5
(6) 津波情報の収集・伝達	5
(7) 避難指示の発令	6
(8) 津波対策の教育・啓発	6
(9) 避難訓練	7
(10) その他の留意点	7

## 1. 津波避難計画策定の目的

東日本大震災の教訓を踏まえて、国が設置した学識経験者等で構成する中央防災会議防災対策推進検討会議の報告（「津波避難対策検討ワーキンググループ報告(平成 24 年 7 月)」）では、今後の津波対策として、

- 主体的な避難行動の徹底
- 避難行動を促す情報の確実な伝達
- より安全な避難場所の確保
- 安全に避難するための計画の策定
- 主体的な行動を取る姿勢を醸成する防災教育等の推進

を着実に進めることが必要であるとされている。

また、「愛媛県地震被害想定調査(平成 25 年 12 月)」においては、津波避難の迅速化により、津波による死者数が約 9 分の 2 に軽減できると試算している。

このようなことから宇和島市においては、避難対象地域、初動体制、避難指示の発令等に関する考え方を取りまとめることとしたものである。

なお、この計画は、消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書(平成 25 年 3 月)」を基本とし、中央防災会議の「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)(平成 25 年 5 月)」等で示された津波避難に関する考え方並びに「愛媛県津波避難計画策定指針（平成 27 年 3 月）」に基づき作成している。

## 2. 津波避難計画の範囲

この計画で定める津波避難の範囲は、地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの間、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うためのものである。

## 3. 津波避難計画の定期的かつ継続的な見直し

作成した津波避難計画は、津波避難訓練等で明らかになった課題等に応じて、定期的かつ継続的に見直しを行うこととする。

## 4. 津波避難計画で対象とする津波

津波避難計画で対象とする津波は、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。

基本的な考え方

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

## 5. 地域一体となった対策の推進

地域の地形・環境、津波浸水想定(津波高、到達時間等)、集落の構造等地域の特性に応じ、地域住民の意向も踏まえ、まちづくりと合わせた検討の上で、地域一体となって、それぞれの地域にふさわしい対策を推進することが重要である。

## 6. 津波避難計画において定める事項

津波避難計画において定める事項は次のとおりとする。

- (1) 津波浸水想定区域
- (2) 避難対象地域
- (3) 緊急避難場所等・避難路等
- (4) 初動体制
- (5) 避難誘導等に従事する者の安全確保
- (6) 津波情報の収集・伝達
- (7) 避難指示の発令
- (8) 津波対策の教育・啓発
- (9) 避難訓練
- (10) その他の留意点

### (1) 津波浸水想定区域

津波浸水想定区域は、愛媛県地震被害想定調査(平成 25 年 12 月)による区域とする。

宇和島市地域防災計画 第 3 編 地震災害対策編 第 4 章 南海トラフ地震防災対策推進計画に掲載の地域

### (2) 避難対象地域

避難対象地域は、避難勧告や避難指示を発令する際に対象となる地域であるため、津波浸水想定区域を基本としている。

### (3) 緊急避難場所等・避難路等

ア 緊急避難場所の指定

市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、都市公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性を考慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険性が切迫した緊急時において安全が確保される緊急避難場所を指定し、市地域防災計画に定めている。

#### イ 津波避難ビルの指定

市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して、必要と認められる値を加えて定める水位(基準水位)以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の整備に努めるものとする。

#### ウ 避難路の指定

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意し避難路等を整備し、その周知に努めるとともに安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

- ① 整備にあたっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。
- ② 避難路の整備にあたっては、以下のことを十分に考慮するものとする。
  - ・ 避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生、夜間や荒天時の避難等。
  - ・ 避難場所が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回する必要があることや、避難路の途中に危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となりうること。

#### エ 避難の方法

家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、基本的には徒歩とする。

ただし、避難困難地域や避難行動要支援者の支援にあたり、徒歩での避難が困難な場合は、市や自主防災組織等での車避難のルールづくりを検討する。

沿岸部で強い揺れを感じた時、または弱い地震であっても長時間にわたる揺れを感じた時は、迷うことなく自主的に周囲の人に声をかけながら高い場所に避難する。

特に、津波の危険が予想される地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

また、外国人や旅行者等の一時滞在者に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

- ① 住民等は、非常用持出品を持って、協力してあらかじめ定められた津波緊急避難場所へ集合する。
- ② 自主防災組織及び事業所等の防災組織(以下「自主防災組織等」という。)は、地域の要配慮者の避難・救出・救護・消火・情報収集を行う。
- ③ 住民等は、津波による危険が迫り、津波緊急避難場所の安全が十分確保できない場合には、さらに高台を目指して避難する。
- ④ 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導、並びに指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- ⑤ 津波緊急避難場所へ避難した住民等は、避難が長期に及ぶ場合、自主防災組織等、市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、避難所へ避難する。

#### (4) 初動体制

災害対策本部設置前又は災害対策本部が設置されていない場合において、津波災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、宇和島市地域防災計画及び宇和島市災害対応初動体制マニュアル並びに次により、災害警戒本部の体制を整える。

##### ① 設置基準

警戒本部は、次の各号に該当する場合で、市長が必要と認めたとき設置するものとする。

- ア 市域に震度4の地震を観測したとき
- イ 市域に津波注意報が発表されたとき
- ウ その他の状況により、市長が必要と認めたとき

##### ② 組織

危機管理課及び支所の要員

- ア 警戒本部は、宇和島市地域防災計画第3編 地震災害対策編別表第1に準じて組織する。
- イ 警戒本部は、本部長、班長及び班員で構成する。

ウ 本部長には市長を班長には別表第 1 に準じてあて、班員には班長が所属する職員をもってあてる。

#### (5) 避難誘導等に従事する者の安全確保

市は、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避し、安全を確保するため、これらの者の避難に要する時間に配慮したうえで、津波到達時間内での防災対策や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

#### (6) 津波情報の収集・伝達

##### ア 津波情報等の収集

災害発生直後の情報は、災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報で、災害応急対策活動を実施するうえで必要な情報を収集する。

- ① 住宅被害の状況
- ② 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- ③ 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- ④ 避難の必要の有無
- ⑤ 住民の動向
- ⑥ 道路交通状況
- ⑦ 庁舎等の施設・設備の損壊状況
- ⑧ 気象台が発表する余震等に関する情報、二次災害防止のための気象情報・注意報等
- ⑨ その他災害の発生拡大措置上必要な事項

##### イ 津波情報等の伝達

県への情報の伝達は、県防災通信システム(地上系・衛星系)をはじめ多様な通信手段で行う。

既存の通信手段が使用できない場合には、協定に基づき民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話などを活用する。

また、市民に広く伝達する場合は、市防災行政無線、防災ラジオ、コミュニティFM、緊急情報放送サービス、緊急速報メール、有線放送、広報車等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、市民への周知徹底を図る。

#### ウ 情報伝達手段の整備

津波災害の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線など多様な通信回線をシームレスで利用できる情報通信ネットワークを構築するとともに、消防防災ヘリコプターテレビ伝送システムによる被災地映像などにより、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの拡充整備を図る。

### (7) 避難指示の発令

大津波警報又は津波警報が出された時は、即座に避難勧告又は避難指示を発令する。

#### ア 避難指示を発令する基準

強い揺れを感じた時、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する必要がある。

#### イ 避難指示の発令の伝達系統、伝達方法

走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(エリアメール機能を含む。)、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

### (8) 津波対策の教育・啓発

津波による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止することを目的とし、市及び防災関係機関は、職員等に対し防災知識を周知し、相互の密接な連絡体制の確保に努めるとともに、市民に対し災害応急措置等の防災に関する知識の普及及び啓発に努める。

また、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市及び関係機関は津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、津波及び防災に関する知識の普及・啓発活動を住民等に対して行う。



また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

### **(9) 避難訓練**

訓練の目的を具体的に設定したうえで、津波及び被害の想定を明らかにし、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生等、地域の状況も考慮しながら、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、実践的な内容となるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。

### **(10) その他の留意点**

#### 避難行動要支援者の避難対策

高齢者や障害者などの避難行動要支援者、外国人、出張者及び旅行者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者等に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、個別支援プランの策定による避難誘導體制の整備に努める。